

議長 それでは、ただ今より、第6回定例農業委員会を始めさせていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認順序について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、それでは本日の現地確認ですが、1カ所になります。農地法第5条の申請のでている吉木に行きます。以上です。

議長 はい、それでは、さっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 はい、それでは再開いたします。議事に入る前に本日の議事録署名人に戒能杉雄委員、刀根基光委員をお願いします。それでは早速入ります。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認について。事務局をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の1ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について。農地法第5条第1項の規定により、下記の農地を耕作以外の目的に供するため、同法施行令第15条の第1項の規定に基づき申請されたので承認を求める。平成28年9月8日 岡垣農業委員会会長 田原一男。本日許可申請は1件となっています。申請人、相手人については議案記載の通りです。申請地につきまして、所在は吉木、地目は畑、地積は448㎡、用途区分はその他の農地となっております。転用目的は自己用住宅。権利の内容は売買による所有権移転。農地の種類としては第2種農地、建蔽率21.43%。用排水は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽となっています。予算措置としては、自己資金、金融機関融資です。

それではチェックリストをご覧ください。

最初に、立地基準についてです。農地区分としては第2種農地と判断しております。判断理由と致しましては、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設がなく、第3種農地ではない。また、農地の広がり10ha未滿であり第1種農地ではないため、第2種農地と判断しております。こちら第2種農地という事ですが、代替地がない理由としましては、住宅その他申請地の周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもののため代替地の検討は行っておりません。

続いて、一般基準にいきたいと思います。

計画の実現の確実性ですが、資金についてです。資金計画を提出頂いており、費用・資金に関しては金融機関融資証明書等の関係書類を提出頂きまして確認をしております。そして、転

用行為の妨げとなるような権利を持たれている方もいらっしゃると思いますので、それに対しても問題ないと考えております。こちらの計画ですが、許可を受けた後、工事が10月から開始されて、来年の1月末までに工事を終わらせる計画となっております。そして、申請地と一体として利用する土地が利用できる見込みであるかという部分ですが、現場でもご説明させていただきました。側溝の設置、雨水、生活雑排水、浄化槽を通った後の放流先です。町道に側溝を設置するための道路採掘の申請が建設課に提出されており、確認しております。事業目的からみて申請農地の面積が適正かということですが、議案にあります配置図から適正と考えております。最後に土地の造成のみを目的とはしておりません。

次に周辺の営農への支障という部分です。被害防除に関しては隣接地との間に80cm程度のブロック塀をつき土砂の流出を防ぐ計画となっております。また、建物が平屋ということで高さを制限して建設をする形で被害防除計画が提出されております。水利承諾として地元の承諾も受けておりますので周辺農地への営農に支障がないと判断しております。

議案第18号に関しては以上となります。

議長 それでは議案18号について当該委員さん、なにかご意見ございましたら。

廣渡委員 いえ、特にありません

議長 それでは他の委員さん、ご質問ご意見がございましたら。はい、廣渡委員。

廣渡委員 先程、現場で説明を受けたんですけども、排水路が無いという事で町道に側溝といいますか、排水溝を入れるということですけども、この町道の中に個人的な排水路を埋設するという事について町道の道路管理者である都市建設の方でこの水路が完成した暁には、その水路の、側溝の権利というか、あるいは責任は町で引き受けるという風な話になっているのかどうか、その点について今後のことでもありますのでお尋ねをさせていただきたいと思っております。

事務局 この分に関しては都市建設課に確認したところ個人で設置したものに関しては個人で管理していただくということを確認しております。

廣渡委員 公共物の中に個人の物が入ってずっと管理するということで了承ということはちょっと問題があるのではないかなと。それを出来上がった段階において建設課が管理して建設課の中の一つの水路として受け取っていくということであれば後の管理、責任は町になるからですねいいんですけども。これが個人の土地となると、この取り扱いをみてね、個人地が公道の中に入るのかとそこを聞きたい。

廣渡委員 来年下水しようと思ったら個人の水路がある場合、町が困りはしないですか

事務局 道路を掘って埋めるという許可申請がでておりますので、設置後の管理はどうなるのかということを確認した中では、個人で管理していただき建設課の方で管理するようなことはないとい

うことしか確認しておりませんが、そういった回答を得ています。

議長 来年下水道が通るわけだから、下水道を通すことに申請者の了解はとれているんやろ。

事務局 それに関しては上下水道課の方で話をされているという事で、承諾はされております。

議長 下水道を通すことに問題はないということですね。

広渡委員 私が聞いているのはですね、こういう事をしておくと、例えば水路が詰まったりなんかした時は、普通は、公共物は生産組合だったり、区だったり管理する形で今まではやってきているが、個人のものだったら個人が最後に責任を持つと責任の行きつくところは町が責任を持つということで確認できれば最終的には町の責任ですよという風になればいいですけども。そのところは個人の管理ということで了承しとりますということでは公共物の管理上まずいなという感じがしないですかね。

筑紫委員 個人所有の水路とかは道路占用となり、占用料が発生すると思うんですが地権者と行政で話しているんですか。

事務局 占用料については確認しておりません。設置に関する申請に許可がでる見込みということしか確認していません。

議長 個人と建設課との間で話が出来ているという事は管理をなささいよ。但し、最終的にもしその人がしないで地域に迷惑がかかるという形であれば行政が指導すると。だから最終的には町が責任を取るという事になるんじゃないかな。

事務局 個人が、管理ができなくて地域の迷惑になるようであれば、最終的には町が管理せざるをえないだろうとのことですが、設置の段階では個人に管理をしてもらうとのこと聞いています。

事務局 農業用水路の関係でいきますと、こういう場合は町に帰属していただくというのがあります。それから、管とかそういうのを入れる場合は占用料をいただくという規定で産業振興課では取り扱いをさせていただいております。今、広渡委員が言われたように帰属の云々に関しては設置状況によって許可条件で町に帰属させますよとか、維持管理の分については帰属させない場合は個人管理でやって下さいよ。ただ、状況的にいきますと公共用の道路の中に入れるのであれば帰属の方が今後の管理運用的には問題が無いのかなと。農業施設の方からいけばそういう判断をさせていただくのかなと。

俵口委員 今、話を聞いて一年ぐらいで公共下水が通るということで、その時は公共下水に繋ぐということですね。その時にこの水路を復活させるのかそのまま潰してしまうのかというのは。

事務局 復活しないと雨水がありますので。雨水を流さないといけないので原形復旧はしないといけな

いのかなと。後は、建設課がその施設に対してどういう条件を付けているかが今の段階では分かりませんので。下水道の工事をする際に扱えないとかそういう条件は出してないかなと思いますから、あくまでも個人の施設を町として貰い受けるか、貰い受けないかというのが、そこら辺の判断が分からないというのが、今の状況では言えるのかなと思います。

廣渡委員 今回こういう状態で設置をした時にですね。個人がとなると公道の中に個人の施設を入れるとなるとそれなりの構造などいろいろな条件が具備されないといけないけれど、そうした条件がどういう風になっているのか、あとあとの管理が先ほど言われたような形で責任をもってやるのか、あるいは建設課が対応していくのかという前提があると意味合いが理解できますけれどただこれだけを見てね、この事についてとなると、農転そのものについての事はともかく排水とか付帯設備の設置については疑義が残りますよね。

事務局長 後は排水施設の関係につきましては町道の中に入れるという形になりますので、町として構造にしる町の設置基準に基づいて許可を出す形になると思います。構造とかそういう部分については地元の意向を踏まえながら問題が無いという風に判断できるように、農業サイドとしては確認をとっていき様な形にしていきたいと思います。

広渡委員 私たちは仮に許可するにしても付帯条件を何かつけんといかんのやないかなということがしてならないんですがね。

議長 将来的にも使うということであればいろんな条件が付いてくるのは当然だし。私は下水道が付いたら即無くすと思っていたから。

広渡委員 無くすんだったら何も問題はない。

事務局長 雨水は流さないと流すところがないから。

議長 委員から指摘があったように将来的にもどう対処していくのか。建設課や下水道課に確認を取っておいてください。そして、そういう条件を付けてということ。皆さん他にご意見はございませんか。そういう条件付きという事でご承認いただけますでしょうか。

全員 はい

議長 ありがとうございます。それでは続きまして議案第19号 荒廃農地に係る非農地判断について事務局説明をお願いします。

事務局 議案の9ページをご覧ください。議案第19号 荒廃農地に係る非農地判断について 調査の結果、農地法の運用について（平成21年12月11日21 経営第4530号・21農振159

8号)第4の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。平成28年9月8日岡垣町農業委員会会長 田原一男 今回非農地判断を行いましたのは吉木そして糠塚で調査を行っております。こちらに載せております田畑併せて59筆、面積41,130㎡を再生利用が困難と見込まれるということで非農地として判断をしております。詳細に関しましては10ページから12ページに載せております。また、議案と一緒に現況写真を配布させていただいております。議案第19号に関しましては以上となります。

議長 別紙にも写真等を付けておりますので、何かご質問ご意見ございましたら
ないようでしたらご承認いただけますでしょうか。

全員 はい。

議長 それでは続きましてその他の方に入らせていただきます。

【その他事項】

- ① 岡垣町農業委員会主催「枝豆狩り体験」について
- ② 農業委員会法改正に伴う農業委員の定数等について
- ③ 研修会等の日程について
- ④ 次回の日程について

日 時 10月7日(金) 9:30～

場 所 岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして、第6回の定例農業委員会を終わらせていただきます。起立。礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。